

社会福祉法人あかぼり福祉会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかぼり福祉会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員等の職務執行の対価としての報酬については支給しない。

(費用)

第4条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、本会にて開催される会議等の出席のために必要な交通費については、公共交通機関を利用したものと見做し、1年分をまとめて支払うものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の評決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 社会福祉法人あかぼり福祉会役員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成9年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行われる評議員の改選等に係る費用については、この規程の例による。